

高知県福祉・介護職員処遇改善等支援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 高知県福祉・介護職員処遇改善等支援交付金の交付については、障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業実施要綱（令和7年12月26日付け障発1226第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業実施要綱（令和7年12月26日付けこ支障第447号こども家庭庁支援局長通知）（以下「国実施要綱」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付目的)

第2条 県は、障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、必要な対応を行うこととされている令和8年度障害福祉サービス等報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行うことを目的とし、障害福祉サービス事業者等（国実施要綱に規定する「障害福祉サービス事業者等」及び「障害児通所支援事業所等」をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。

(対象事業所及び対象者)

第3条 本事業の対象は、次のいずれかに該当する障害福祉サービス事業所等とする。

- (1) 別表第1の表1に掲げるサービス類型の障害福祉サービス事業所等であって、第5条第1号の要件を満たすもの。
- (2) 別表第1の表2に掲げるサービス類型の障害福祉サービス事業所等であって、第5条第2号の要件を満たすもの。

基準月は、原則として、令和7年12月とし、令和7年12月におけるサービス提供による報酬額から、6月分の交付額を算出することとする。ただし、月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、令和8年3月末日までに生じ、令和8年4月10日までに審査支払機関により受理されたものに限り、反映することとする。

なお、令和8年4月以降に新規開設された障害福祉サービス事業所等及び第6条第2項の計画書の提出時点で廃止・休止となることが明らかになっている障害福祉サービス事業所等は本交付金の対象外とする。

- 2 本事業を活用して賃金改善を行う対象者は、対象となる事業所に勤務する福祉・介護職員以外も含む障害福祉従事者（以下「障害福祉従事者」という。）とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この交付金の交付額は、次の式により障害福祉サービス等利用者（以下「利用者」という。）ごとの交付額を算出し、障害福祉サービス事業所等ごとに交付額を合計することで確定することとする。なお、利用者ごとの交付額の算出に当たっては、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

利用者ごとの交付額＝ 基準月の障害福祉サービス等総報酬×交付率

- (1) 基準月の障害福祉サービス等総報酬は、基準月の障害福祉サービス等報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。）に、1単位の単価を乗じたもの。対象月の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分の単位数を含む。また、障害児入所施設等については、支弁した障害児施設措置費も含めることとする。
- (2) 交付率は、サービス類型及び第5条の交付金の要件別に6月分として設定された別表第1の表1又は表2に掲げる交付率とする。
- (3) 基準月は、原則として、令和7年12月とする。

(交付金の要件)

第5条 交付の対象となる要件は次の各号に掲げるものとする。

(1) 別表第1の表1に掲げるサービス類型の障害福祉サービス事業所等

次の要件を満たす障害福祉サービス事業所等であること。

ア 基準月において、処遇改善加算を算定していること。ただし、基準月において処遇改善加算を取得していない場合であっても、申請時に処遇改善加算を算定している又は処遇改善加算を令和8年度中に算定することを誓約した場合は、本交付金の申請要件の審査に当たっては、基準月から処遇改善加算を算定しているものとして取り扱う。なお、当該誓約をした場合は、第11条の実績報告において処遇改善加算の算定について報告することとする。

イ 処遇改善加算Ⅲ又はⅣを算定している場合は、職場環境等要件について、全体から8以上の取組を実施していること。ただし、基準月において当該要件を満たしていない場合であっても、申請時に8以上の取組の令和8年度中に実施することを誓約した場合は、本交付金の申請要件の審査に当たっては、基準月から当該要件を満たしているものとして取り扱う。なお、当該誓約をした場合は、第11条の実績報告において8以上の取組の実施について報告することとする。

ウ 処遇改善加算Ⅰ又はⅡを算定している場合は、次のいずれかの取組を実施していること。

(ア) 経験・技能のある障害福祉人材のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額(処遇改善加算を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。)が年額460万円以上であること(処遇改善加算による賃金改善以前の賃金が年額460万円以上である者を除く。)。ただし、基準月において当該要件を満たしていない場合であっても、申請時に当該賃金改善の令和8年度中に実施することを誓約した場合は、本交付金の申請要件の審査に当たっては、基準月から当該要件を満たしているものとして取り扱う。なお、当該誓約をした場合は、第11条の実績報告において当該賃金改善について報告することとする。

(イ) 職場環境等要件について、全体から14以上の取組を実施していること。ただし、基準月において当該要件を満たしていない場合であっても、申請時に14以上の取組の令和8年度中に実施することを誓約した場合は、本交付金の申請要件の審査に当たっては、基準月から当該要件を満たしているものとして取り扱う。なお、当該誓約をした場合は、第11条の実績報告において14以上の取組の実施について報告することとする。

(2) 別表第1の表2に掲げるサービス類型の障害福祉サービス事業所等

次の要件を満たす障害福祉サービス事業所等であり、基準月において処遇改善加算Ⅳの算定に準ずるアからウまでの要件を全て満たすこと。

ア 任用要件・賃金体系の整備等

次の(ア)から(ウ)までを全て満たすこと。ただし、常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により次の(ウ)の要件を満たすこととしても差し支えない。また、申請時に次の(ア)及び(イ)の定めを整備を令和8年度中に行うことを誓約した場合は、本交付金の申請要件の審査に当たっては、基準月から当該要件を満たしたものと取り扱うこととする。当該誓約をした場合は、第11条の実績報告において当該定めを整備を行った旨を報告することとする。

(ア) 職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件(職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

(イ) (ア)に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く。)について定めていること。

(ウ) (ア)及び(イ)の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての職員に周知していること。

イ 研修の実施等

次の（ア）及び（イ）を満たすこと。

（ア）職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びa又はbに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会の確保をしていること。

a 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等（OJT、OFF-JT等）を実施するとともに、職員の能力評価を行うこと。

b 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。

（イ）（ア）について、全ての職員に周知していること。ただし、申請時に上記（ア）の計画を策定し、令和8年度中に研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約した場合は、本交付金の申請要件の審査に当たっては、基準月から当該要件を満たしたものと取り扱うこととする。当該誓約をした場合は、第11条の実績報告において、当該計画の策定等を行った旨を報告することとする。

（ウ）職場環境等要件

別表第1の表3に掲げる「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上の取組を実施し、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。ただし、1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者は、④の取組を実施していれば、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする。ただし、申請時に職場環境等要件に係る取組を令和8年度中に行うことを誓約した場合は、本交付金の申請要件の審査に当たっては、基準月から当該要件を満たしたものと取り扱うこととする。当該誓約をした場合は、第11条の実績報告において、当該職場環境等要件に係る取組を行った旨を報告することとする。

（交付申請）

第6条 障害福祉サービス事業者等は、別紙様式1による交付金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の交付金交付申請書には、別紙様式2による計画書を含め、交付事業に係る関係書類を添付しなければならない。

（交付の条件）

第7条 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

（1）事業内容を変更する場合（国実施要綱8（4）に該当する場合）には、事前に別紙様式4による変更に係る届出書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。

（2）事業の継続を図るために、職員の賃金水準（処遇改善加算による賃金改善分を除く。以下この号において同じ。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、以下のアからエまでの事項を記載した別紙様式5の特別な事情に係る届出書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。

ア この本交付金の交付を受けている障害福祉サービス事業所等の法人の収支（障害福祉事業による収支に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容

イ 障害福祉従事者の賃金水準の引下げの内容

ウ 当該法人の経営及び障害福祉従事者の賃金水準の改善の見込み

- エ 障害福祉従事者の賃金水準を引き下げるについて適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期及び方法 等
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
 - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
 - (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。
 - (6) 県税の滞納がないこと。

(交付決定)

第8条 知事は、交付金の交付に係る申請が適当であると認めるときは、交付金の交付を決定し、障害福祉サービス事業者等に対し、通知するものとする。ただし、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(交付金の交付の決定の取消し)

第9条 知事は、障害福祉サービス事業者等が交付金の停止に該当する場合（国実施要綱9（1）に該当する場合）又は別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(概算払)

第10条 知事は、必要があると認める場合においては、概算払をすることができる。

(実績報告)

第11条 実績報告書の様式は、別紙様式3によるものとする。

- 2 前項の報告については、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところによるものとする。
- (1) 令和8年3月31日までに交付金の支給を受ける場合 交付事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は令和8年4月20日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。
 - (2) 令和8年4月1日以降に交付金の支給を受ける場合 交付事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は令和8年9月20日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(交付額の確定等)

第12条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る障害福祉サービス事業者等が交付金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであることを検査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定するものとする。

2 知事は、前項の規定により交付金の額が確定した後に、概算払した額を差し引き交付金を交付する。

(是正のための措置)

第13条 知事は、前条の場合において、当該報告に係る交付事業の成果が交付金の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、障害福祉サービス事業者等に対し当該交付事業に適合させるための措置をとるべきことを指示するものとする。

2 第 11 条の規定は、前項の規定による指示に従って行う交付事業について準用する。

(交付金の返還)

第 14 条 知事は、第 9 条の規定に基づき交付金の交付の決定を取り消した場合又は障害福祉サービス事業者等が交付金の停止に該当する場合（国実施要綱 9（1）に該当する場合）において、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて交付された当該交付金の一部又は全部を返還させることができる。

2 知事は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて当該交付金を返還させるものとする。

3 知事は、第 1 項の規定による返還の命令に係る交付金の交付の決定の取消しについて、やむを得ない事情があると認めるときは、障害福祉サービス事業者等の申請により、当該返還の期限を延長することができる。

(情報の開示)

第 15 条 障害福祉サービス事業者等に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

1 この要綱は、令和 8 年 1 月 28 日から施行する。

2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第 7 条第 4 号、第 9 条、第 14 条及び第 15 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条、第4条及び第5条関係）

表1

サービス区分	交付率
居宅介護	20.3%
重度訪問介護	20.3%
同行援護	20.3%
行動援護	20.3%
重度障害者等包括支援	20.3%
生活介護	11.1%
施設入所支援	22.2%
短期入所	22.2%
療養介護	22.2%
自立訓練（機能訓練）	23.0%
自立訓練（生活訓練）	23.0%
宿泊型自立訓練	23.0%
就労選択支援	11.4%
就労移行支援	11.4%
就労継続支援A型	11.4%
就労継続支援B型	11.4%
就労定着支援	11.4%
自立生活援助	11.4%
共同生活援助（介護サービス包括型）	14.1%
共同生活援助（日中サービス支援型）	14.1%
共同生活援助（外部サービス利用型）	14.1%
児童発達支援	18.5%
医療型児童発達支援	18.5%
放課後等デイサービス	18.5%
居宅訪問型児童発達支援	18.5%
保育所等訪問支援	18.5%
福祉型障害児入所施設	80.8%
医療型障害児入所施設	80.8%

備考 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

表2

サービス区分	交付率
計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援（地域移行支援）、地域相談支援（地域定着支援）	47.0%

表 3

入職促進に向けた取組	①	法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	②	事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	③	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可）
	④	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤	働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等
	⑥	研修の受講やキャリア段位制度等と人事考課との連動によるキャリアサポート制度等の導入
	⑦	エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入
	⑧	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	⑨	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	⑩	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	⑪	有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけ等に取り組んでいる
	⑫	有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる
	⑬	障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
腰痛を含む心身の健康管理	⑭	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	⑮	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

	⑯	福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援やリフト等の活用、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
	⑰	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための業務改善の取組	⑱	現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している
	⑲	5 S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている
	⑳	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
	㉑	業務支援ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入
	㉒	介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入
	㉓	業務内容の明確化と役割分担を行い、福祉・介護職員が支援に集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う
	㉔	各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
やりがい・働きがいの構成	㉕	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
	㉖	地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進のため、モチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	㉗	利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	㉘	支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

別表第2（第8条、第9条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。